

1 環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、土地の形状の変更、工作物の新設及び増改築、その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり事業が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

(環境影響評価法第二条第一項より抜粋)

2 環境影響評価制度の経緯

2-1 環境影響評価制度の経緯

我が国においては、昭和47年に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、これにより環境影響評価に関する取組が始まった。昭和50年代半ばまでに港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)や公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の改正(昭和48年)、発電所の立地に関する通商産業省省議決定等により港湾計画や公有水面埋立、発電所等について制度が設けられた。

昭和56年には統一的な制度の確立を目指し環境影響評価法案が国会に提出されたが、昭和58年の衆議院解散に伴い廃案となった。法案の廃案後、行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定された。

平成5年に制定された環境基本法(平成五年法律第九十一号)において、国は環境影響評価を推進するため必要な措置を講ずる旨の規定が置かれ(環境基本法第二十条)、環境影響評価の法制上の位置付けが明確になったことを契機に、制度見直しの検討が開始された。

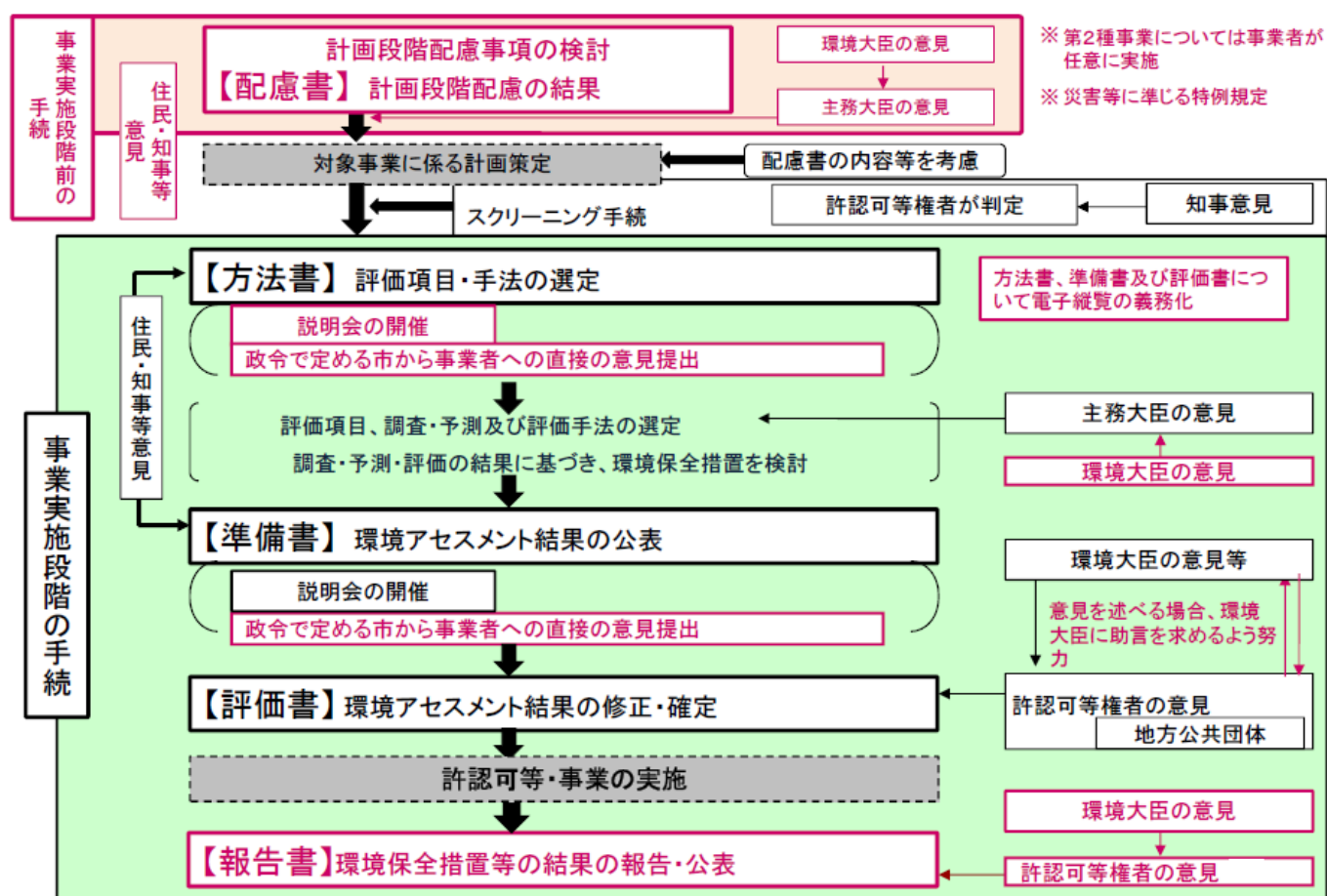
平成8年6月に内閣総理大臣から中央環境審議会に対し「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問が行われ、同審議会で半年余の審議を経て、平成9年2月に法制化に向けた答申が取りまとめられた。同年3月には環境影響評価法案が国会に提出され、同年6月9日に可決成立、同年6月13日に公布された(平成九年法律第八十一号)。その後、平成10年6月に方法書の作成等その一部が施行され、平成11年6月に全面施行された。

環境影響評価法附則第七条において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」こととされており、これを踏まえ、平成21年8月、環境大臣から中央環境審議会に対し「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問がなされた。平成22年2月に中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申がなされ、この答申に基づき、政府内において法制化の検討を進め、平成23年4月に、計画段階における環境配慮書手続(配慮書作成)や環境保全措置等の結果の報告(報告書作成)・公表手続などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」が成立(平成二十三年法律第二十七号)、平成25年4月に全面施行された。(平成23年法改正の主な改正事項は2-2に示すとおり。)

東京電力福島第一原子力発電所事故によって一般環境中において放射性物質による環境汚染が発生したことに伴い、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことを明確に位置付けるため、平成24年の通常国会において環境基本法第十三条の規定（放射性物質による大気等の汚染の防止については原子力基本法等に対応を委ねる。）が削除された。環境影響評価法においても放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を削除する改正が平成26年6月に行われ、平成27年6月に施行された。これにより、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなった。

2-2 平成23年法改正の主な改正事項

(1) 改正後の手続フロー



赤色で表示した部分が平成23年の法改正事項

図 I - 1 環境影響評価法における改正後のフロー※

出典：環境影響評価法などについて（環境省総合環境政策局）より抜粋

(2) 環境影響評価法改正の内容

平成 23 年 4 月に改正された法改正の主な内容は次のとおり。

① 計画段階配慮手続の新設（法第三条の二～第三条の七）

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第 1 種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するに当たり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果を「配慮書（計画段階での配慮事項の検討結果）」として作成、公表することを義務化する。

② 環境保全措置等の結果（報告書）の報告・公表の手続の新設（法第三十八条の二～第三十八条の五）

事業着手後に周辺環境の状態を調査するとともに、環境保全措置等の実施状況を「報告書（環境保全措置等の結果）」として作成、公表することを義務化する。

③ 交付金事業を対象事業に追加（法第二条）

国の補助金事業を交付金事業に変更する取組が進められていることを踏まえ交付金事業についても対象事業に追加する。

④ 方法書における説明会開催の義務化（法第七条の二）

これまで、「準備書」の公表時点において、住民向けの説明会の開催が義務付けられていたが、「方法書」の公表後に事業者による説明会の開催を義務化する。

⑤ 電子縦覧の義務化（法第七条、第十六条、第二十七条）

事業者が作成する図書（環境アセスメント図書）については、インターネットにより公表することを義務化する。

⑥ 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定（法第十一条）

これまで、「評価書」に対して環境大臣意見が述べられていたが、「方法書」の評価項目等を選定する段階においても、環境大臣が主務大臣に対して技術的見地から意見を述べるができるものとする。

⑦ 政令市長から事業者への直接の意見提出（法第十条、第二十条）

事業への影響が政令で定める市の区域内に限られる場合は、都道府県知事を経由せず、当該市の長から直接事業者意見に意見を述べるができるものとする。

⑧ 許認可権者が地方公共団体などの場合の環境大臣の助言手続（法第二十三条の二）

地方分権の推進に伴い、地方公共団体などが許認可権者となる事例があることから、許認可権者である地方公共団体の長（都道府県知事、市長など）は、環境大臣の助言を求め、環境の保全の見地から意見を述べるものとする。なお、環境大臣から許認可権者への助言に当たっては、学識経験者の意見を活用することとする。

3 環境影響評価法の概要

3-1 目的

環境基本法第二十条は、環境影響評価を推進するために国が必要な措置を講ずることを求めている。これを受けて、環境影響評価法（以下この章において「法」という。）は、国の制度として、環境影響評価の具体的な手続等を規定しており、法の目的として、次の点を明らかにしている。

- (1) 環境影響評価が、環境の保全上極めて重要であること。
- (2) 環境影響評価の手続等を定めるとともに、その結果を事業の内容に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること。
- (3) 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること。

（法第一条より抜粋）

3-2 法の対象事業

本法の対象とする事業は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業である。

必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業（第1種事業）を定めるとともに、第1種事業に準ずる規模を有する事業（第2種事業）を定め、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み（スクリーニング）を設けている（法第二条第二項～第四項）。

- (1) 「第1種事業」＝必ず環境影響評価を行う一定規模以上の事業
- (2) 「第2種事業」＝第1種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行う必要があるかどうかについて許認可等を行う行政機関が都道府県知事の意見を聴いて、個別に判定する事業

対象事業の種類及び規模は表 I-1 のとおりである。また、そのうち、土地改良事業に関する対象事業及び規模について、表 I-2 に整理した。

表Ⅰ－１ 環境影響評価法対象事業及び規模一覧

事業の種類	第１種事業	第２種事業
１．道路		
・高速自動車国道	すべて	———
・首都高速道路など	４車線以上のもの	———
・一般国道	４車線以上 ・ 10km 以上	４車線以上 ・ 7.5km～10km
・林道	幅員 6.5m 以上 ・ 20km 以上	幅員 6.5m 以上 ・ 15km～20km
２．河川		
・ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha～100ha
・放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha～100ha
３．鉄道		
・新幹線鉄道	すべて	———
・鉄道、軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km
４．飛行場	滑走路長 2500m 以上	滑走路長 1875m～2500m
５．発電所		
・水力発電所	出力 3 万 kW 以上	出力 2.25 万 kW～3 万 kW
・火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW～15 万 kW
・地熱発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7500kW～1 万 kW
・原子力発電所	すべて	———
・風力発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7500kW～1 万 kW
６．廃棄物最終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha～30ha
７．埋立て、干拓	面積 50ha 超	面積 40ha～50ha
８．土地区画整理事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
９．新住宅市街地開発事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
１０．工業団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
１１．新都市基盤整備事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
１２．流通業務団地造成事業	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
１３．宅地の造成の事業*1	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha
○港湾計画*2	埋立・掘込み面積の合計 300ha 以上	

*1：「宅地」については、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

*2：港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

出典：「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月 環境省）

表 I - 2 土地改良事業における対象事業及び規模

	第 1 種事業	第 2 種事業
ダムの新築	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
堰の新築	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
堰の改築	湛水面積100ha以上かつ増加面積 50ha以上	湛水面積75ha以上かつ増加面積 37.5ha以上（第 1 種堰改築事業を除く）
干拓	干拓面積が50haを超えるもの	干拓面積が40ha以上50ha以下

出典：環境影響評価法施行令別表第一を基に作成

※1：本法においては、ダムの嵩上げ、直上下流へのダムの移設は、すべて新築扱いとされており、ダムの嵩上げ、移設後の貯水面積が100ha以上であれば第 1 種事業、75ha以上100ha未満であれば第 2 種事業に該当する。（「逐条解説 環境影響評価法」（ぎょうせい）を一部修正）

※2：ダムの貯水面積とは、サーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、常時満水位）における貯水池の区域の面積。（「施行令別表第一」より）

※3：堰とは、河川の流水を制御するために、河川を横断して設けられるダム以外の施設であって、堤防の機能を有しないものをいう。用途別に分流堰、潮止堰、取水堰等に分類される。（「改定解説・河川管理施設等構造令」（社団法人日本河川協会ほか）を一部修正）

土地改良事業にあっては、取水堰に分類される「頭首工」が該当する。なお、「頭首工」とは、河川から必要な農業用水を用水路に引き入れる目的で設置する施設の総称で、取水口、取水堰、付帯施設及び管理施設から構成される。（土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」基準）

※4：堰の湛水面積とは、計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域の面積。（「施行令別表第一」より）

3-3 環境影響評価法の手続

環境影響評価の手続の概要について、手続の流れに沿って以下に示す。手続の流れは図 I-2 に示すとおりである。また、国営土地改良事業の手続と環境影響評価の手続の関係は図 I-3 に示すとおりである。

(1) 配慮書の作成に係る手続（法第三条の二～第三条の十）

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書である。

<図書の記載内容>

- 一 第1種事業を実施しようとする者の氏名及び住所
(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 第1種事業の目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況、社会的状況）
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他環境省令で定める事項

<意見聴取の手続>

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされている。

事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続に反映させることとなっている。また、第2種事業を実施しようとする者は、これら一連の手続を任意で実施できる。

(2) 第2種事業の判定に係る手続（スクリーニング）（法第四条）

法で環境アセスメントの対象となる事業は、事業の規模によって定められているが、環境に及ぼす影響の大きさは、事業の規模だけで決まるものではない。そこで、必ず環境アセスメントを行う事業（第1種事業）に準じる大きさの事業（第2種事業）については、環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定する。

第2種事業については、事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事の意見を聴いて、環境影響評価を行わせるかどうかの判定を行う。判定の基準は、環境大臣が定める基本的事項を基に、事業種ごとに事業所管大臣が主務省令で定めている。

(3) 方法書の作成に係る手続（スコーピング）（法第五条～第十一条）

方法書とは、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（事業を実施する地域と事業の特性を踏まえて、どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画）を示した図書である。

<図書の記載内容>

- 一 事業者の氏名及び住所
(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の目的及び内容
- 三 対象事業の実施区域及びその周囲の概況（自然的状況、社会的状況）
- 四 法第三条の三第一項第四号に掲げる事項
(計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの)
- 五 法第三条の六の主務大臣の意見（配慮書に対する主務大臣の意見）
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 八 その他環境省令で定める事項

<意見聴取の手続>

対象事業を実施しようとする者（事業者）は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について方法書を作成し、都道府県知事・市町村長に送付し公告、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで1カ月間縦覧を行う。また、改正法により、事業者は方法書に関する説明会の開催が義務付けられた。

上記の手続により、都道府県知事・市町村長・住民等より環境の保全の見地からの意見を聴き、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定する。

(4) 調査、予測及び評価の実施（法第十二条）

方法書によって選定された項目や方法に基づいて、調査、予測及び評価を実施する。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価する。

(5) 準備書の作成に係る手続（法第十四条～第二十条）

準備書とは、環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、調査、予測及び評価を実施した結果を示し、環境保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書である。

< 図書の記載内容 >

- 一 法第五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項
(方法書の記載内容一～六)
- 二 法第八条第一項の意見の概要 (方法書についての住民等の意見の概要)
- 三 法第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見
(方法書についての都道府県知事等の意見)
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
(住民等の意見及び都道府県知事等の意見に対する事業者の見解)
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 法第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
(主務大臣が環境影響評価項目の選定に当たり交付した技術的助言)
- 七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの (環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境の保全のための措置 (当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 九 その他環境省令で定める事項

< 意見聴取の手続 >

事業者は、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行って (法第十二条) 準備書を作成し、都道府県知事・市町村長に送付し公告、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで1カ月間縦覧を行う。また、事業者は準備書に関する説明会の開催が義務付けられている。

上記の手続により、都道府県知事・市町村長・住民等の環境の保全の見地からの意見を聴く。

(6) 評価書の作成に係る手続 (法第二十一条～第二十七条)

評価書とは、事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見について検討を加え、必要に応じて準備書を修正した図書である。

<図書の記載内容>

- 一 法第十四条第一項各号に掲げる事項（準備書の記載内容）
- 二 法第十八条第一項の意見の概要（準備書についての住民等の意見の概要）
- 三 法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見
（準備書についての都道府県知事等の意見）
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
（準備書に対する住民等及び都道府県知事等の意見に対する事業者の見解）

<意見聴取の手続>

評価書について、環境大臣は、必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し環境の保全の見地から意見を提出し、許認可等を行う行政機関は、当該意見を勘案して、事業者に環境の保全の見地からの意見を提出する。

事業者は、これらの意見を踏まえて、評価書を再検討し、必要に応じ追加調査を行った上で評価書を補正し、最終的な評価書を公告、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所やウェブサイトなどで1カ月間縦覧を行う。

(7) 対象事業の実施の制限（法第三十一条）

事業者は、評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。

(8) 許認可等における環境保全の審査（法第二十一条～第二十七条）

許認可等を行う行政機関は、対象事業の許認可等の審査に当たり、評価書に基づき、対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行い、その結果を許認可等に反映する。

(9) フォローアップ（法第十四条第一項第七号ハ）

予測の不確実性に鑑み、環境保全措置の一環として、事業着手後の環境の状況を把握するための措置（事業着手後の調査等）について準備書・評価書に記載する。

(10) 報告書の作成に係る手続（法第三十八条の二～第三十八条の三）

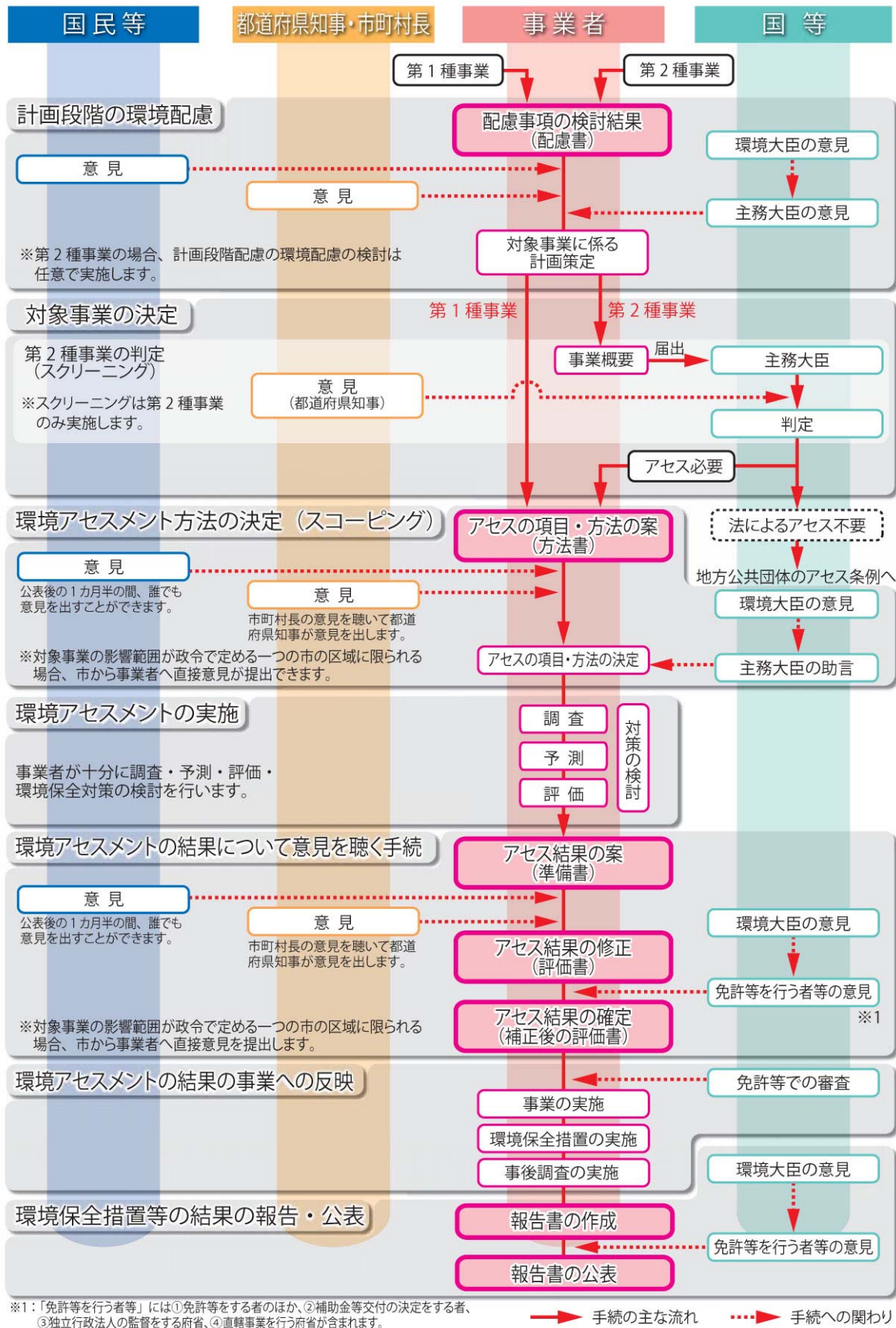
事業者は、評価書の手続が終わり、工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状態などを把握するための調査を行う。このような調査を事後調査という。事後調査の必要性については、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合など、環境への影響の重大性に応じて検討する。この検討結果を踏まえ、

事後調査を行う必要性について判断し、評価書に記載する。

事業者は、環境の保全のための措置、並びに工事中及び供用後に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境の保全のための措置について、工事終了後に図書にまとめ、報告・公表を行う。

＜図書の記載内容＞

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象ダム事業の名称、種類及び規模、対象ダム事業が実施された区域の位置その他の対象ダム事業に関する基礎的な情報
- 二 環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- 三 事後調査の項目、手法及び結果
- 四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
- 五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
- 六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨



出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」

図 I-2 環境影響評価法における手続の流れ

改正アセス法による対象事業の手續と従來の手續との比較

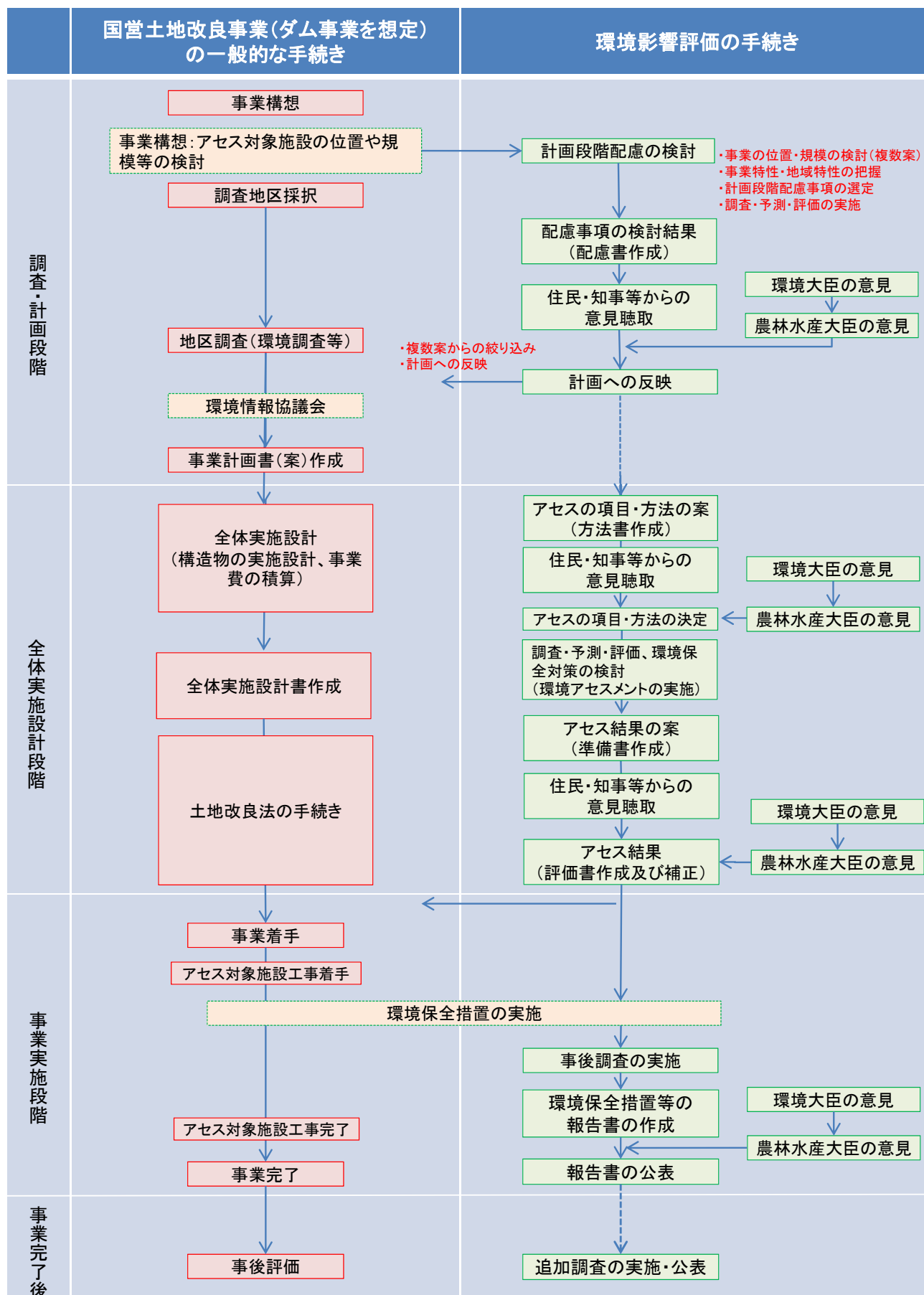


図 I - 3 国営土地改良事業(ダム事業を想定)の手續と環境影響評価手續との関係

3-4 地方公共団体の条例との関係

地方公共団体も、独自の環境アセスメント制度を設けており、すべての都道府県とほとんどの政令指定都市などが条例で定めている（表Ⅰ-3）。地方公共団体の制度は、法と比べ、法対象事業以外の事業種を対象とする、小規模の事業を対象にする、公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設けるなど、地域の実情に応じた特徴ある内容となっている。

地方公共団体の環境アセスメント制度は、地域の環境保全のために重要な役割を果たしているが、一つの事業について、法と地方公共団体の制度による手続が重複して義務付けられることは、事業者にとって過度の負担となるため、法では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係についての規定を置き、手続が重複したり、法の手続の進行が妨げられることのないように配慮している。

なお、平成23年の法改正により新たに追加された配慮書手続と報告書手続における法と地方公共団体の環境アセスメント条例との関係については、環境省では以下のように整理されている。

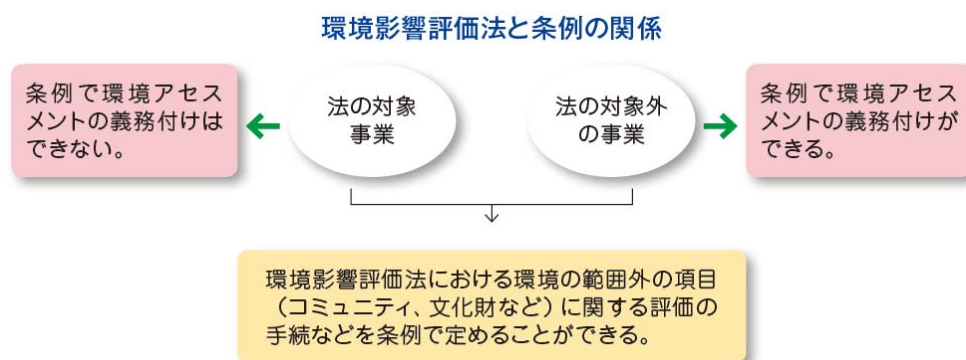
○第2種事業における配慮書手続の取扱い

法は全国的な観点から必要な制度を定めたものであり、規制の限度を定めるものではないため、法に基づく配慮書手続が行われない事業に関しては、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく配慮書手続を課することができる。

○報告書手続の取扱い

法に基づく報告書手続は、それが終了するまで事業の実施を禁止するものではないため、地域の自然的、社会的条件から判断して必要に応じ条例に基づく報告書手続を課することができる。

（出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」より一部修正）



出典：環境省 環境影響評価情報支援ネットワークHP

図Ⅰ-4 環境影響評価法と条例の関係

表 I-3 (1) 環境影響評価条例・要綱等の制定・施行状況等 (1)

(平成28年3月31日現在)

地方公共団体名	名称	公布年月日	施行年月日	改正条例等の公布年月日	改正条例等の施行年月日
北海道	北海道環境影響評価条例	H10.10.26	H11.6.12	H25.3.29	H25.10.1
青森県	青森県環境影響評価条例	H11.12.24	H12.6.23	H27.10.16	H27.11.15
岩手県	岩手県環境影響評価条例	H10.7.15	H11.6.12	H26.3.28	H26.4.1
宮城県	宮城県環境影響評価条例	H10.3.26	H11.6.12	H24.12.20	H25.4.1
秋田県	秋田県環境影響評価条例	H12.7.21	H13.1.4	H25.3.29	H25.4.1
山形県	山形県環境影響評価条例	H11.7.23	H11.7.23	H25.3.22	H25.4.1
福島県	福島県環境影響評価条例	H10.12.22	H11.6.12	H24.12.28	H25.4.1
福島県	福島県特定環境影響評価実施要綱	H24.3.30	H24.3.30	-	-
茨城県	茨城県環境影響評価条例	H11.3.19	H11.6.12	H24.10.3	H25.4.1
栃木県	栃木県環境影響評価条例	H11.3.19	H11.6.12	H25.10.25	H26.4.1
群馬県	群馬県環境影響評価条例	H11.3.15	H11.6.12	H25.3.26	H25.4.1
埼玉県	埼玉県環境影響評価条例	H6.12.26	H7.12.1	H27.10.16	H27.10.16
	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱	H14.3.27	H14.4.1	H25.3.29	H25.7.1
千葉県	千葉県環境影響評価条例	H10.6.19	H11.6.12	H25.3.1	H25.10.1
	千葉県計画段階環境影響評価実施要綱	H20.3.31	H20.4.1		
東京都	東京都環境影響評価条例	S55.10.20	S56.10.1	H25.3.29	H25.4.1
神奈川県	神奈川県環境影響評価条例	S55.10.20	S56.7.1	H26.3.28	H26.4.1
新潟県	新潟県環境影響評価条例	H11.10.22	H12.4.22	H25.3.29	H25.4.1
富山県	富山県環境影響評価条例	H11.6.28	H11.12.27	H20.9.29	H20.9.29
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.3.23	H16.4.1		
福井県	福井県環境影響評価条例	H11.3.16	H11.6.12	H24.12.20	H25.4.1
山梨県	山梨県環境影響評価条例	H10.3.27	H11.6.12	H26.3.28	H27.6.1
長野県	長野県環境影響評価条例	H10.3.30	H11.6.12	H27.10.13	H28.1.13
岐阜県	岐阜県環境影響評価条例	H7.3.23	H8.4.1	H24.12.26	H25.4.1
静岡県	静岡県環境影響評価条例	H11.3.19	H11.6.12	H27.12.25	H28.4.1
	静岡県計画段階環境影響評価実施要綱	H25.3.26	H25.4.1		
愛知県	愛知県環境影響評価条例	H10.12.18	H11.6.12	H24.7.6	H25.4.1
三重県	三重県環境影響評価条例	H10.10.24	H11.6.12	H17.10.21	H18.1.10
滋賀県	滋賀県環境影響評価条例	H10.12.24	H11.6.12	H25.3.29	H26.4.1
京都府	京都府環境影響評価条例	H10.10.16	H11.6.12	H25.12.27	H26.7.1
大阪府	大阪府環境影響評価条例	H10.3.27	H11.6.12	H25.3.27	H25.3.27
兵庫県	環境影響評価に関する条例	H9.3.27	H10.1.12	H27.6.26	H27.6.26
奈良県	奈良県環境影響評価条例	H10.12.22	H11.12.21	H25.10.11	H26.4.1 H27.4.1
和歌山県	和歌山県環境影響評価条例	H12.3.27	H12.7.1	H24.12.28	H25.4.1
鳥取県	鳥取県環境影響評価条例	H10.12.22	H11.6.12	H27.3.31	H27.5.29
島根県	島根県環境影響評価条例	H11.10.1	H12.4.1	H25.4.1	H25.4.1
岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例	H11.3.19	H11.6.12	H20.9.26	H20.9.26
広島県	広島県環境影響評価に関する条例	H10.10.6	H11.6.2	H24.12.25	H25.4.1
山口県	山口県環境影響評価条例	H10.12.22	H11.6.12	H25.3.19	H25.4.1

出典：環境省 環境影響評価情報支援ネットワークHP

表 I-3 (2) 環境影響評価条例・要綱等の制定・施行状況等 (2)

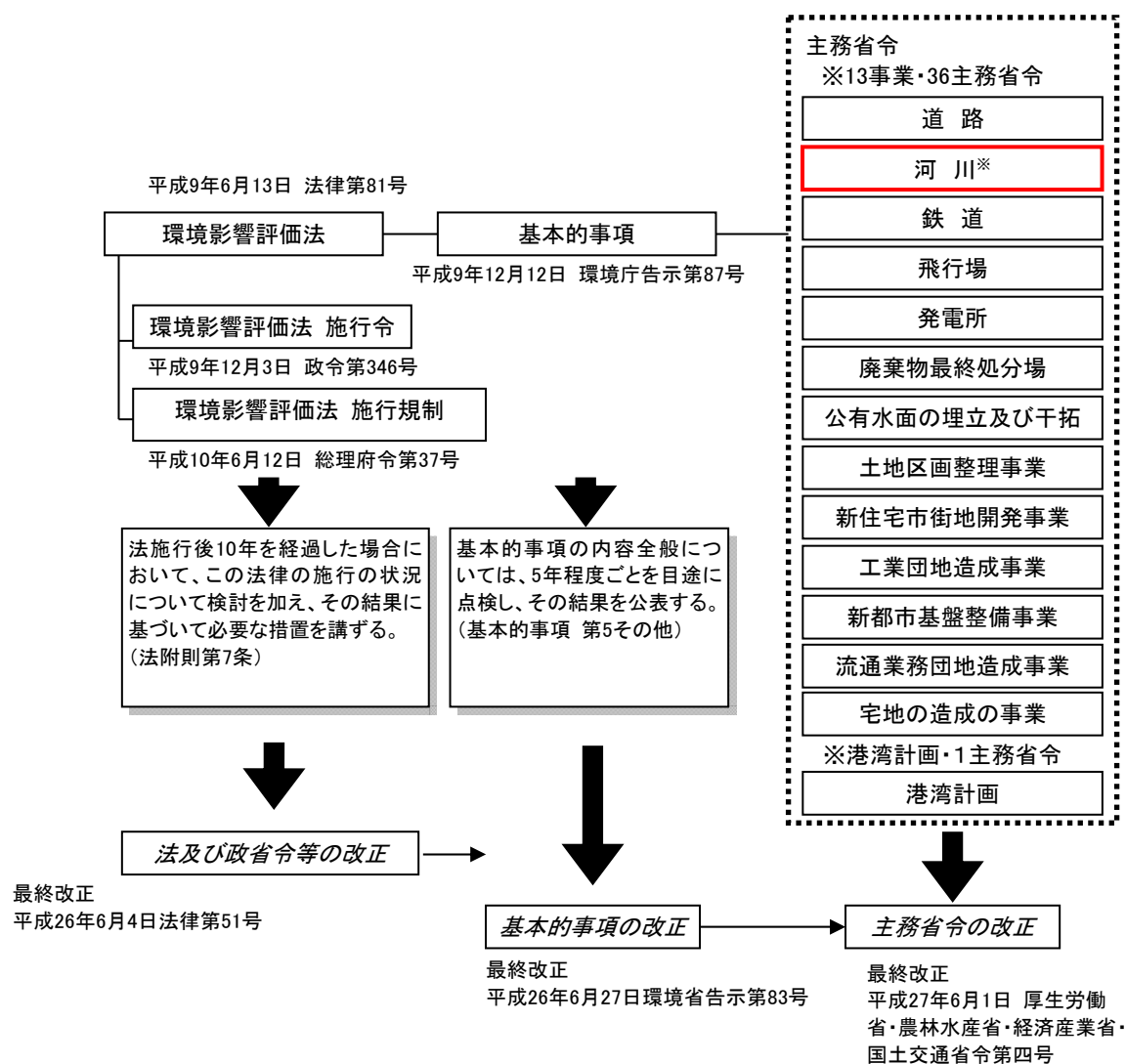
(平成28年3月31日現在)

地方公共団体名	名称	公布年月日	施行年月日	改正条例等の公布年月日	改正条例等の施行年月日
徳島県	徳島県環境影響評価条例	H12.3.28	H13.3.27	H27.3.16	H27.6.1
香川県	香川県環境影響評価条例	H11.3.19	H11.6.12	H25.3.22	H25.7.1
愛媛県	愛媛県環境影響評価条例	H11.3.19	H11.6.12	H24.10.23	H24.12.1
高知県	高知県環境影響評価条例	H11.3.26	H11.10.1	H25.12.27	H26.4.1
福岡県	福岡県環境影響評価条例	H10.12.24	H11.12.23	H25.3.29	H25.10.1
佐賀県	佐賀県環境影響評価条例	H11.7.5	H12.8.1	H25.3.25	H26.4.1
長崎県	長崎県環境影響評価条例	H11.10.19	H12.4.18	H27.10.9	H27.10.9
熊本県	熊本県環境影響評価条例	H12.6.21	H13.4.1		
大分県	大分県環境影響評価条例	H11.3.16	H11.9.15	H25.3.28	H25.9.27
宮崎県	宮崎県環境影響評価条例	H12.3.29	H12.10.1	H26.7.1	H26.9.1
鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例	H12.3.28	H12.10.1	H25.3.29	H25.10.1
沖縄県	沖縄県環境影響評価条例	H12.12.27	H13.11.1	H25.3.30	H26.2.1
札幌市	札幌市環境影響評価条例	H11.12.14	H12.10.1	H25.6.12	H25.10.1
仙台市	仙台市環境影響評価条例	H10.12.16	H11.6.12	H24.12.19	H25.4.1
さいたま市	さいたま市環境影響評価条例	H15.3.14	H17.4.1	H27.10.26	H28.10.1
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H10.9.24	H11.6.12	H26.3.20	H26.7.1
	千葉市計画段階環境影響評価実施要綱	H26.3.31	H26.4.1		
横浜市	横浜市環境影響評価条例	H10.10.5	H11.6.12	H24.12.28	一部H25.4.1 全部H25.7.1
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	H11.12.24	H12.12.1	H24.12.14	H25.4.1
相模原市	相模原市環境影響評価条例	H26.7.1	H27.7.1	-	-
新潟市	新潟市環境影響評価条例	H21.3.24	H22.4.1	H28.3.18	H25.10.1
静岡市	静岡市環境影響評価条例	H27.3.20	H28.1.1	H28.2.22	H28.2.22
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	H10.12.22	H11.6.12	H24.10.4	H25.4.1
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	H10.12.21	H11.6.12	H25.1.9	H25.4.1
大阪市	大阪市環境影響評価条例	H10.4.1	H11.6.12	H24.2.29	H24.4.1
堺市	堺市環境影響評価条例	H18.12.22	H20.4.1	H24.9.26	H25.4.1
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	H9.10.1	H10.1.12	H25.4.1	H25.10.1
広島市	広島市環境影響評価条例	H11.3.31	H11.6.12	H27.3.13	H27.6.1
	広島市多元的環境アセスメント実施要綱		H16.4.1		H28.3.30
北九州市	北九州市環境影響評価条例	H24.3.29	H24.4.1	H25.6.26	H25.10.1
福岡市	福岡市環境影響評価条例	H10.3.30	H12.3.29	H25.7.1	H25.10.1
逗子市	逗子市の良好な都市環境をつくる条例	H4.6.25	H4.7.1		
岡崎市	岡崎市生活環境等影響調査条例	H12.6.26	H12.7.1	H23.3.29	H23.4.1
豊中市	豊中市環境の保全等の推進に関する条例	H17.3.31	H18.3.1	H23.4.1	H23.4.1
吹田市	吹田市環境まちづくり影響評価条例	H10.3.31	H10.10.1	H23.12.27	H24.4.1
高槻市	高槻市環境影響評価条例	H15.9.30	H16.4.1	H25.9.26	H25.10.1
枚方市	枚方市環境影響評価条例	H4.12.21	H5.10.1	H27.12.14	
箕面市	箕面市環境影響評価要綱	H9.5.8	H9.5.8	H22.3.5	H22.3.5
尼崎市	尼崎市環境影響評価等に関する条例	H17.3.4	H17.10.1	H25.3.7	H25.10.1

出典：環境省 環境影響評価情報支援ネットワークHP

4 環境影響評価法の体系

我が国の現行の環境影響評価法令（環境影響評価法、施行令・施行規則、基本的事項、主務省令）に関する概要イメージは図 I - 5 に示すとおりである。



注) ダム事業は上記 13 事業種のうち「河川」に該当する。

出典：「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月 環境省）

図 I - 5 環境影響評価法の体系（概要イメージ）

4-1 環境影響評価法施行令の位置付け

法施行令は、法対象事業の種類及び要件、軽微な変更に係る要件、及び配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書についての都道府県知事又は環境大臣等が意見を述べる期間などについての具体的な事項を示したものである。

(1) 法の適用になる対象事業（第1種事業・第2種事業）（法施行令第一条、第七条）

第1種事業とは、規模が大きく環境影響の著しいものとなるおそれのある事業で、必ず法に基づく環境影響評価を行う事業である（ダム事業においては、サーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては常時満水位）における貯水池の区域の面積が100ha以上であるダムの新築の事業。）。

第2種事業とは、第1種事業に準ずる規模（第1種事業に対し規模の比が0.75以上1.00未満）を有し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定をする必要がある事業である（ダム事業においては、サーチャージ水位における貯水池の区域の面積が75ha以上100ha未満であるダムの新築の事業。）。事業の種類ごとに定められた第2種事業の判定基準に関する主務省令に基づき主務大臣が客観的に判定し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると判断される場合には対象事業として法に基づく環境影響評価を事業者が行うものである。

なお、法第四条第六項において、事業者が自ら通知することにより、判定手続を経ずに第2種事業を対象事業として環境影響評価の手続ができるとされている。このため、第2種事業の事業者が環境影響評価を行おうとする場合は、法第四条第六項の規定により通知し、判定の手続を経ずに、方法書の手続に入ることになる。

また、第2種事業の判定は、法に基づく環境影響評価を行うか否かを判定することから、原則現地調査を行わず入手可能な既存文献に基づき主務大臣が客観的に判定することとなっている。

(2) 事業の諸元の修正・変更等（軽微な修正・軽微な変更）（法施行令第十三条、第十八条）

法においては、方法書を公告・縦覧してから評価書を公告・縦覧するまでに事業の目的及び内容を修正する場合（法第二十一条第一項、法第二十五条第一項、法第二十八条）、又は評価書を公告・縦覧した後に事業の目的及び内容を変更する場合で、政令で定めたもの以外の修正又は変更を行う場合（法第三十一条第二項）は、再度環境影響評価を行うことが定められている（方法書から評価書までは「修正」、評価書以降は「変更」と規定されている。）。

ダム事業に係る政令で定める軽微な修正その他の修正は（評価書公告前）、表Ⅰ-4に示す軽微な修正（「手続を経ることを要しない修正の要件」を満たす「事業の諸元」の修正。）及び表Ⅰ-4に示す事業の諸元の修正を伴わない修正である。

また、ダム事業に係る政令で定める軽微な変更その他の変更は（評価書公告後）、表Ⅰ-5に示す軽微な変更（「手続を経ることを要しない変更の要件」を満たす「事業の諸元」の変更。）及び表Ⅰ-4に示す事業の諸元の変更を伴わない変更である。

表Ⅰ－４ ダム事業における軽微な修正内容

	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
評価書 公告 前	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム 又はフィルダムの別	

(法施行令別表第二(第十三条関係))

表Ⅰ－５ ダム事業における軽微な変更内容

	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
評価書 公告 後	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	ダムのコンクリートダム 又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

(法施行令別表第三(第十八条関係))

「コンクリートダム又はフィルダムの別」に要件がないことは、当該諸元に対して軽微な修正（変更）に該当する要件がないことを意味している。よって、コンクリートダムからフィルダムあるいはフィルダムからコンクリートダムへの修正（変更）は、軽微な修正（変更）に該当しないことから、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、環境影響評価その他の手続を経なければならない（法第二十八条）。

なお、ダム事業に係る政令で定める軽微な修正（変更）その他の修正（変更）に該当する場合であっても、修正（変更）後の環境影響を受ける範囲であると認められる地域に、新たに市町村が増加される場合はこの限りではない（法施行令第十三条）。

評価書公告後の軽微な変更の要件が、公告前の要件より厳しく設定されているのは、環境影響評価時と異なる内容での事業実施は限定的であるべきとの考え方に基づいている。

4-2 環境影響評価法施行規則の位置付け

「環境影響評価法施行規則」は、法に基づき、配慮書の公表、方法書、準備書等の公告・縦覧に関する事項、説明会の開催等に関する公告などについて、具体的な方法を示したものである。

4-3 基本的事項（環境省告示）の位置付け

「基本的事項」は、主務省令で定める基準や指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、すべての事業種で横断的に共通する基本となるべき考え方を環境大臣が定めたものである。具体的には以下の6つで構成される。

- (1) 計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価に当たっての指針（計画段階配慮事項等選定指針）に関する基本的事項。
- (2) 計画段階配慮事項について、関係地方公共団体並びに一般からの意見聴取に当たっての指針（計画段階意見聴取指針）に関する基本的事項。
- (3) 事業の特性やその事業が立地する周辺地域の状況により、法対象事業としてアセスメントを行うか否かの判定を行うこととされている第2種事業の判定に当たっての基準（判定基準）に関する基本的事項。
- (4) 事業者が環境影響評価の項目や調査等の手法を選定するに当たっての指針（環境影響評価項目等選定指針）に関する基本的事項。
- (5) 事業者が環境保全のための措置を検討するに当たっての指針（環境保全措置指針）に関する基本的事項。
- (6) 報告書の作成時期や記載事項の指針（報告書作成指針）に関する基本的事項。

基本的事項の内容全般については、5年程度ごとを目途に点検しその結果を公表する。

4-4 主務省令の位置付け

「主務省令」は、「基本的事項」を踏まえ、法対象事業ごとに、環境影響評価を行う際の具体的な内容に関する基準や指針を主務大臣が定めたものである。具体的には、計画段階配慮事項の検討、第2種事業の判定基準、環境影響評価の項目及び手法の選定指針、環境保全措置に関する指針及び報告書作成に関する指針等について定めている。なお、「基本的事項」の改正があった場合には、必要な改正を行うこととなっている。

事業の種類毎に、13事業、36主務省令が制定されており、ダム事業に係る主務省令（ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）は、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管となっている。

参 考 資 料

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成 10 年 6 月 12 日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第 1 号)

最終改正:平成 27 年 6 月 1 日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 4 号

※主務省令以外の法令については掲載を省略する。参照先は以下のとおり。

- ① 環境影響評価法 (平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号)
最終改正:平成 26 年 6 月 4 日法律 51 号
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0081.html>
- ② 環境影響評価施行令 (平成 9 年 12 月 3 日政令 346 号)
最終改正:平成 28 年 9 月 30 日政令 322 号
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09SE346.html>
- ③ 環境影響評価法施行規則 (平成 10 年 6 月 12 日総理府令第 37 号)
最終改正:平成 24 年 10 月 24 日環境省令第 31 号
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03101000037.html>
- ④ 環境影響評価法に基づく基本的事項 (平成 9 年 12 月 12 日環境庁令第 87 号)
最終改正:平成 26 年 6 月 27 日環境省令第 83 号
<http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/3.html>

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

(平成 10 年 6 月 12 日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第 1 号)

最終改正:平成 27 年 6 月 1 日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 4 号

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 4 条第 3 項（同条第 4 項及び同法第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定に基づき、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

（法第 3 条の 2 第 1 項の主務省令で定める事項）

第一条 環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「令」という。）別表第 1 の 2 の項のイからホまでのいずれかの第 2 欄に掲げる要件に該当する第 1 種事業（以下「第 1 種ダム事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の主務省令で定める事項は、第 1 種ダム事業が実施されるべき区域の位置（第 1 種ダム事業であって、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 8 条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 10 条の 3 第 2 号イの施行の場所をいう。第 3 条第 1 項において同じ。）及び第 1 種ダム事業の規模（第 1 種ダム事業に係るサーチャージ水位又は常時満水位における貯水池の水面の面積をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条 第 1 種ダム事業に係る法第 3 条の 2 第 3 項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第 10 条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条 第 1 種ダム事業を実施しようとする者は、第 1 種ダム事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第 1 種ダム事業が実施されるべき区域の位置又は第 1 種ダム事業の規模に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第 1 種ダム事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第 1 種ダム事業に代わる事業の実施により当該ダムと同等の治水上の機能その他の機能が確保される場合その他第 1 種ダム事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握）

第四条 第 1 種ダム事業を実施しようとする者は、第 1 種ダム事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第 1 種ダム事業の内容（以下この条から第 10 条までにおいて「事業特性」という。）並びに第 1 種ダム事業の実施が想定される区域（以下「第 1 種ダム事業実施想定区域」という。）及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条から第 10 条までにおいて「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

イ 第 1 種ダム事業の種類（第 1 種ダム事業に関し、国土交通大臣、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）

の長が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの又は独立行政法人水資源機構が行うものの別をいう。第13条第1項第2号において同じ。）

- ロ 第1種ダム事業実施想定区域の位置
- ハ 第1種ダム事業の規模
- ニ その他の第1種ダム事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 水に係る環境（水質（地下水の水質を除く。第5条第3項第1号イ（1）、第21条第4項第1号ロ（1）及び別表第1において同じ。）に限る。）の状況（環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 地形及び地質の状況
- (3) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令、条例又は法第53条の行政指導等（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

2 第1種ダム事業を実施しようとする者は、前項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
- 二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（計画段階配慮事項の選定）

第五条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第1種ダム事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

2 第1種ダム事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、第1種ダム事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第1種ダム事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

- 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第21条第4項第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）
 - （1） 水質
 - （2） （1）に掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 - ロ 土壌に係る環境その他の環境（イに掲げるものを除く。）
 - （1） 地形及び地質
 - （2） その他の環境要素
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第21条第4項第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第21条第4項第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 4 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。
- 5 第1種ダム事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 6 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1項の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第六条 第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第1種ダム事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第10条までに定めるところにより選定するものとする。

- 一 前条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。第22条第1項第1号において同じ。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第3項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第3項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。
 - イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境

- ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
 - ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境
 - ニ 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴付ける重要な自然環境
- 四 前条第3項第3号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第3項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

- 第七条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。
- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水質、地形その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報
 - 二 調査の基本的な手法 国又は第1種ダム事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第14条までにおいて「関係する地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
 - 三 調査の対象とする地域 第1種ダム事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
- 2 前項第2号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- 3 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

（計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法）

- 第八条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当

該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

- 一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法
 - 二 予測の対象とする地域（第3項において「予測地域」という。） 調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域
- 2 前項第1号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第1種ダム事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第九条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 第3条第1項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第1種ダム事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第1種ダム事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。
- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- 四 第1種ダム事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項）

第十条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

- 2 第1種ダム事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 3 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及

ぶおそののある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

- 4 第1種ダム事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第十一条 第1種ダム事業に係る法第3条の7第2項の規定による計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条から第14条までに定めるところによる。

第十二条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、第1種ダム事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第十三条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、適切な期間を定めて縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第1種ダム事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第1種ダム事業の名称、種類及び規模

三 第1種ダム事業実施想定区域の位置

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第1種ダム事業を実施しようとする者の事務所

二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあっては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設

三 前2号に掲げるもののほか、第1種ダム事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第1種ダム事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

三 前2号に掲げるもののほか、適切な方法

5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項の第1種ダム事業を実施しようとする者が定める期間内に、第1種ダム事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

一 意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

第十四条 第1種ダム事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

2 関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第1種ダム事業を実施しようとする者が定める期間内に、第1種ダム事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。

3 配慮書について前項の書面の提出があったときは、第1種ダム事業を実施しようとする者は、速やかに主務大臣に当該書面を送付するものとする。

（第2種事業の届出）

第十五条 令別表第1の2の項のイからホまでのいずれかの第3欄に掲げる要件に該当する第2種事業（次条において「第2種ダム事業」という。）に係る法第4条第1項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

（第2種事業の判定の基準）

第十六条 第2種ダム事業に係る法第4条第3項（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第2種ダム事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2種ダム事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種ダム事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第6条第3号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

三 当該第2種ダム事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、当該第2種ダム事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定する指定水域

ロ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼

ハ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海

ニ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ホ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ヘ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

- ト 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- チ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- リ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項 の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
- ヌ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
- ル 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区の区域
- ヲ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
- ワ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- カ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域
- コ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域
- 四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第 2 種ダム事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第 2 種ダム事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - イ 水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リンに関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域
 - ロ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項に規定する限度を超えている地域
 - ハ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項に規定する限度を超えている地域
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第 2 種ダム事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第 2 種ダム事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第 2 種ダム事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
 - 一 当該第 2 種ダム事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、令別表第 1 の 2 の項のイからホまでのいずれかの第 2 欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。
 - 二 当該第 2 種ダム事業及び当該同種の事業が総体として前項第 2 号から第 4 号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

（方法書の作成）

- 第十七条 令別表第 1 の 2 の項のイからホまでのいずれかの第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象ダム事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象ダム事業に係る方法書に法第 5 条第 1 項第 2 号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 対象ダム事業の種類（対象ダム事業に関し、国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市の長が河川工事として行うもの、水道事業若しくは水道用水供給事業を経営し、若しくは経営しようとする

者が行うもの、工業用水道事業を営み、若しくは営もうとする者が行うもの、土地改良事業として行うもの又は独立行政法人水資源機構が行うものの別をいう。以下同じ。）

- 二 対象ダム事業が実施されるべき区域（以下「対象ダム事業実施区域」という。）の位置
 - 三 対象ダム事業の規模（対象ダム事業に係るサーチャージ水位又は常時満水位における貯水池の水面の面積をいう。以下同じ。）
 - 四 対象ダム事業に係るダムの堤体の形式
 - 五 前各号に掲げるもののほか、対象ダム事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 事業者は、対象ダム事業に係る方法書に法第5条第1項第3号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第20条第1項第2号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。
- 3 事業者は、対象ダム事業に係る方法書に第1項第2号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。
- 4 事業者は、対象ダム事業に係る方法書に法第5条第1項第7号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 5 事業者は、法第5条第2項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、対象ダム事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第十八条 対象ダム事業に係る法第6条第1項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象ダム事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（環境影響評価の項目等の選定に関する指針）

第十九条 対象ダム事業に係る法第11条第4項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第27条までに定めるところによる。

（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）

第二十条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象ダム事業の内容（以下この条、次条第2項及び第3項、同条第5項において読み替えて準用する第5条第4項、第23条、第24条、第25条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第8条第3項、第27条並びに第32条において「事業特性」という。）並びに対象ダム事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第5条第4項、第24条、第25条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第8条第3項、第27条及び第32条において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

- 一 事業特性に関する情報
 - イ 対象ダム事業の種類
 - ロ 対象ダム事業実施区域の位置

- ハ 対象ダム事業の規模及び総貯留量
- ニ 対象ダム事業に係るダムの堤体の規模及び形式並びにダムの供用に関する事項
- ホ 対象ダム事業の工事計画の概要
- ヘ その他の対象ダム事業に関する事項
- 二 地域特性に関する情報
 - イ 自然的状況
 - (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第4項第1号イ及び別表第1において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (2) 水環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
 - (4) 地形及び地質の状況
 - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
 - (7) 一般環境中の放射性物質の状況
 - ロ 社会的状況
 - (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備の状況
 - (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
 - (8) その他の事項
- 2 事業者は、前項第1号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象ダム事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。
- 3 事業者は、第1項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
 - 二 必要に応じ、対象ダム事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）又は専門家等からその知見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。
 - 三 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

（環境影響評価の項目の選定）

- 第二十一条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第2号イからトまでに掲げる特性を有するダム事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象ダム事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。
- 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - 二 対象ダム事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

- 2 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。
- 3 事業者は、第1項本文の規定による選定に当たっては、対象ダム事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
 - 一 対象ダム事業に係る工事の実施（対象ダム事業の一部として行う対象ダム事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。）
 - 二 対象ダム事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象ダム事業の目的に含まれるもの（別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）
 - 三 対象ダム事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄
- 4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - 一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 大気環境
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。）
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素
 - ロ 水環境
 - (1) 水質
 - (2) 水底の底質
 - (3) 地下水の水質及び水位
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
 - ハ 土壤に係る環境その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壤
 - (4) その他の環境要素
 - 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - ハ 生態系
 - 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第1において同じ。）
 - イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第1項第6号及び別表第1において同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。
次条第1項第6号において同じ。）

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 放射線の量

- 5 第5条第4項から第6項までの規定は、第1項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「第1種ダム事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第4項及び第6項中「第1項」とあるのは「第21条第1項本文」と、同条第4項中「前条」とあるのは「第20条」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第21条第5項において読み替えて準用する前項」と、同条第6項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「項目（以下この条、次条、第24条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第7条第2項、第25条第1項、同条第2項において読み替えて準用する第8条第3項、第26条、第29条及び第32条において「選定項目」という。）として」と読み替えるものとする。
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第1項本文の規定により選定項目の見直しを行わなければならない。

（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）

第二十二条 対象ダム事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第27条までに定めるところにより選定するものとする。

- 一 前条第4項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第4項第2号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第4項第2号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第2において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第2において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第2において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- 四 前条第4項第3号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第4項第3号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 六 前条第4項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 七 前条第4項第5号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

- 2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

第二十三条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。
- 3 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。
- 一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - 二 対象ダム事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - 四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 4 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
- 一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
 - 二 対象ダム事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(環境影響評価の項目に係る調査の手法)

第二十四条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- 三 調査の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第7条第4項、次条及び別表第2において「調査地域」という。） 対象ダム事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受

けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第2において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第2において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の対象ダム事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第24条第1項第2号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第3項及び第4項中「第1種ダム事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第3項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第4項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

（環境影響評価の項目に係る予測の手法）

第二十五条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第23条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（次項において読み替えて準用する第8条第3項及び別表第2において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第2において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第2において「予測対象時期等」という。） 供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の対象ダム事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第2項中「前項第1号」とあるのは「第25条第1項第1号」と、同条第3項及び第4項中「第1種ダム事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第3項中「予測の前提となる条件その他の」とあるのは「予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第4項中「第1種ダム事業に」とあるのは「対象ダム事業に」と、「しなければならない」と

あるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。

- 3 第1項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象ダム事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。
- 4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象ダム事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあつては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目に係る評価の手法）

第二十六条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第29条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象ダム事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。
- 二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。
- 三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。
- 四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。
 - イ 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの。
 - ロ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。
- 五 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）

第二十七条 事業者は、対象ダム事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第20条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 3 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

- 4 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（環境保全措置に関する指針）

第二十八条 対象ダム事業に係る法第12条第2項に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第32条までに定めるところによる。

（環境保全措置の検討）

第二十九条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

（検討結果の検証）

第三十条 事業者は、前条第1項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象ダム事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

（検討結果の整理）

第三十一条 事業者は、第29条第1項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- 四 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

- 2 事業者は、第14条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。
- 3 事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第1種ダム事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

（事後調査）

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象ダム事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならない。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
 - 四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合
- 2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
 - 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
 - 三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
 - 四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。
- 3 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。
- 一 事後調査を行うこととした理由
 - 二 事後調査の項目及び手法
 - 三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
 - 四 事後調査の結果の公表の方法
 - 五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
 - 六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（準備書の作成）

第三十三条 事業者は、法第14条第1項の規定により対象ダム事業に係る準備書に法第5条第1項第2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第17条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項
- 二 対象ダム事業の規模（新たに貯水区域となる部分が生じる場合にあっては、その面積を含む。）
- 三 対象ダム事業の総貯留量
- 四 対象ダム事業に係るダムの堤体の規模
- 五 対象ダム事業に係るダムの供用に関する事項
- 六 対象ダム事業の工事計画の概要
- 七 前各号に掲げるもののほか、対象ダム事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

- 2 第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 14 条の規定により事業者が対象ダム事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第 17 条第 2 項中「その他の資料」とあるのは「その他の資料及び第 20 条第 3 項第 2 号の規定による聴取又は確認」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第 33 条第 2 項において準用する前項」と、同条第 4 項中「第 5 条第 1 項第 7 号」とあるのは「第 14 条第 1 項第 5 号」と、同条第 5 項中「第 5 条第 2 項」とあるのは「第 14 条第 2 項において準用する法第 5 条第 2 項」と読み替えるものとする。
- 3 事業者は、対象ダム事業に係る準備書に法第 14 条第 1 項第 7 号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第 24 条第 2 項において読み替えて準用する第 7 条第 4 項並びに第 25 条第 2 項において読み替えて準用する第 8 条第 3 項及び第 4 項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第 24 条第 4 項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第 25 条第 4 項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第 26 条第 2 号、第 4 号イ及び第 5 号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。
- 4 事業者は、対象ダム事業に係る準備書に法第 14 条第 1 項第 7 号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第 29 条の規定による検討の状況、第 30 条の規定による検証の結果及び第 31 条において明らかにできるように整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。
- 5 事業者は、対象ダム事業に係る準備書に法第 14 条第 1 項第 7 号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第 32 条第 3 項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。
- 6 事業者は、対象ダム事業に係る準備書に法第 14 条第 1 項第 7 号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようにとりまとめて記載しなければならない。

（評価書の作成）

第三十四条 前条の規定は、法第 21 条第 2 項の規定により事業者が対象ダム事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

- 2 事業者は、法第 21 条第 2 項の規定により対象ダム事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象ダム事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（評価書の補正）

第三十五条 事業者は、法第 25 条第 2 項の規定により対象ダム事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象ダム事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（報告書作成に関する指針）

第三十六条 対象ダム事業に係る法第 38 条の 2 第 2 項の規定による報告書の作成に関する指針については、次条及び第 38 条に定めるところによる。

（報告書の作成時期等）

第三十七条 法第 27 条の公告を行つた事業者は、対象ダム事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

- 2 法第 27 条の公告を行つた事業者は、必要に応じて、対象ダム事業に係る工事の実施中又は土地若しくは工作物の供用開始後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第三十八条 法第 27 条の公告を行つた事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象ダム事業の名称、種類及び規模、対象ダム事業が実施された区域の位置その他の対象ダム事業に関する基礎的な情報
 - 二 環境保全措置（第4号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
 - 三 事後調査の項目、手法及び結果
 - 四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性の程度
 - 五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別
 - 六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨
- 2 法第27条の公告を行った事業者は、対象ダム事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と土地若しくは工作物の供用開始後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年6月11日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号）

この省令は、環境影響評価法の施行の日（平成11年6月12日）から施行する。

附 則 （平成12年10月18日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第3号）

この省令は、河川法の一部を改正する法律（平成12年法律第53号）の施行の日（平成12年10月20日）から施行する。

附 則 （平成12年11月20日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第4号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則 （平成15年3月28日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成15年4月1日）から施行する。ただし、第1条中ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第1条の2第1項第3号ルの改正規定及び第2条中堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第1条の2第1項第3号ルの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成15年4月16日）から施行する。

附 則 （平成15年10月1日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成16年12月15日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成16年12月17日）から施行する。

附 則 （平成17年3月29日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則 （平成18年3月30日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成18年9月30日から施行する。ただし、附則第2条第3項及び第3条第3項の規定は、公布の日から施行する。

(対象ダム事業に関する経過措置)

第二条 事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価法第7条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象ダム事業（ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第2条第1項に規定する対象ダム事業をいう。次項において同じ。）については、この省令による改正後のダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「新ダム事業選定指針等省令」という。）第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 事業者が施行日前に環境影響評価法第16条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象ダム事業については、新ダム事業選定指針等省令第2条から第19条第1項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 事業者は、施行日前においても、新ダム事業選定指針等省令第2条から第18条までの規定の例による方法書の作成等を行うことができる。この場合において、当該方法書の作成等は、新ダム事業選定指針等省令の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則 （平成22年4月1日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号）

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則 （平成25年4月1日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）

この省令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年5月29日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年5月29日）から施行する。

附 則 （平成27年6月1日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

別表第1 参考項目（第21条関係）

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境	水環境	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	放射線の量

		大気質	騒音	振動	水質					地形及び地質							
		粉じん等	騒音	振動	土砂による水の濁り	水温	富栄養化	溶存酸素量	水素イオン濃度	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	放射線の量
工事の実施	ダムの堤体の工事	○	○	○	○				○		○	○	○		○	○	※○
	原石の採取の工事																
	施工設備及び工事用道路の設置の工事																
	建設発生土の処理の工事																
	道路の付替の工事																
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの堤体の存在									○	○	○	○	○	○		
	原石山の跡地の存在																
	道路の存在																
	建設発生土処理場の跡地の存在																
	ダムの供用及び貯水池の存在				○	○	○	○									

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。

- ロ ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。
- ハ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工所用資機材、骨材等を運搬するための工用の道路を設置する「施工設備及び工用道路の設置の工事」を行う。
- ニ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。
- ホ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。
- ヘ ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
- ト 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 九 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第2 参考手法（第23条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	環境要因の区分	調査の手法	予測の手法
粉じん等	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
騒音	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 騒音の状況 ロ 地表面の状況 ハ 工用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 イ 建設機械の稼働が予想される対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域における騒音の状況 騒音規制法第十五条第一項の	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による騒音に係る環境影響が最

		規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 ロ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	大となる時期
振動	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 ロ 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 イ 建設機械の稼働に係る振動については、事例の引用又は解析 ロ 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動については、振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による振動に係る環境影響が最大となる時期
土砂による水の濁り	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 ハ 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点

		測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
	ダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 ハ 水温の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の土砂による水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
水温	ダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 水温及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な	1 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点

		な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化に特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	4 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
富栄養化	ダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況 ハ 水温の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準にあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
溶存酸素量	ダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 溶存酸素量の状況 ロ 水温の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を	1 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 ダムの供用が定常状態であり、適切に予測できる時期

		踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
水素イオン濃度	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 ダムの堤体の工事实施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期
重要な地形及び地質	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 地形及び地質の概況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び注目すべき生息地	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生

		息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 ロ 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ハ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 イ 水生動物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダムの供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動物以外の動物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
重要な種及び群落	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等

		4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ロ 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 イ 水生植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダムの供用によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生植物以外の植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 イ 水生動植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象ダム事業実施区域の下流の地域で、ダムの供用によってその生息環境又は生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生動植物以外の動植物については、対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度（土砂の移動に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及び事例の引用又は解析により把握されたダムの下流の河床の変化の程度を含む。）を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	1 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法 2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事 ダムの堤体の存在、	1 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要

	原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
建設工事に伴う副産物	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工食用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象ダム事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの)	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工食用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による放射線に係る環境影響が最大となる時期
放射線の量(土砂による水の濁りの発生に伴うもの)	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工食用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事	1 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 ハ 気象の状況 ニ 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象ダム事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期

		流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
放射線の量(建設工事に伴う副産物に係るもの)	ダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、建設発生土の処理の工事並びに道路の付替の工事		1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象ダム事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。			

別記様式 (第 15 条関係)

(略)